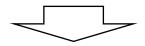
【参考】管理計画認定制度の流れ

- ○認定基準の遵守 (手引き P1~P4)
- ・管理組合の運営
- 管理規約
- ・管理組合の経理
- ・長期修繕計画の作成及び見直し等
- ・ その他

管理計画の認定を受けるために 管理規約や長期修繕計画の見直 しを行う場合は、総会までにマ ンションの住民に対して事前の 説明を行い理解を得る必要があ る。



○総会での決議 (手引き P5) 認定申請にあたっては、その旨を総会で決議する必要がある。



○マンション管理センターによる管理計画の事前確認 (手引き P5~P8) 管理者等が作成したマンション管理計画が市の基準に適合しているのか確認 を受け、(公財) マンション管理センターより事前確認適合証の発行を受ける。



○マンション管理計画の認定申請 (手引き P9) 三木市へ認定申請に必要な書類を添えて申請を行う。



○認定通知書の交付(手引き P9) 三木市より窓口又は郵送で認定通知書の交付を受けます。